

## くすのき平定住促進住宅団地譲渡に係る説明資料

この資料は、くすのき平定住促進住宅団地の譲渡にあたって、譲渡区画の敷地情報やその他参考情報をまとめたものです。申請前にこの資料の内容と現地をご確認のうえ申請してください。

### 1. 立地について

当住宅団地から主な公共施設等への距離は次のとおりです。

施設	距離	備考
役場祇用庁舎	4.2 km	
町中央公民館	5.3 km	
祇用小学校	4.8 km	
祇用中学校	4.1 km	
幼稚園・保育所	4.8 km	祇用音楽幼稚園、はちす保育園（併設）
郵便局	3.0 km	祇用郵便局
最寄りの医療機関	3.3 km	間部病院
最寄りのバス停	0.9 km	佐俣今村バス停（熊本バス・産交バス）

### 2. 各区画の状況について

#### (1) 共通事項

- ・当住宅団地は平成 16 年から貸付にて提供を開始し、46 区画中 2 区画は共有地として利用されており、41 区画は自家住宅を建築中、若しくは、建築し居住されています。
- ・敷地侵入口は各敷地に面している道路からとなります。

#### (2) 各区画の状況

区画番号	内 容
28	・敷地侵入口は北側になります。 ・敷地の北西部（27 区画との間）に電柱があり、電柱を囲うように境界があります。
40	・敷地侵入口は北側になります。 ・敷地の北東部（41 区画との間）に電柱があり、電柱を囲うように境界があります。
41	・敷地侵入口は北側になります。 ・敷地の北西部（40 区画との間）に電柱があり、電柱を囲うように境界があります。

### 3. 上水道について

#### (1) 水道の利用について

- ・給水申し込みが必要となります。
- ・敷地内に給水管を立ち上げてありますので、美里町指定給水装置工事事業者に依頼し、メーター器（美里町貸与）を設置していただきます。
- ・加入金及び手数料、工事費については個人負担となります。

#### (2) 料金について

- ・基本料金（基本水量 10 立方メートル）は 1,980 円、超過料金は 1 立方メートルにつき 198 円

となっています。(消費税含む)

### (3) 加入金及び手数料について

・加入金 給水口径 13 mm 50,000 円、手数料 竣工検査手数料 1 件 1,000 円、材料検査手数料 1 件 500 円、開栓手数料 1 件 3,000 円

【担当窓口：水道衛生課上下水道係 ☎0964-47-1114】

## 4. 合併処理浄化槽について

公共下水道がありませんので、必ず合併処理浄化槽を設置してください。

### (1) 設置について

合併処理浄化槽を設置される場合は、町が施工主体となって設置しますので、申請の手続きが必要となります。工事については、町が発注し、申請者からは工事負担金をいただきます。負担金の額は次の通りです。

標準仕様：1 基当たり 10 万円

駐車場仕様：1 基当たり 13 万円

### (2) 使用料について

浄化槽使用料（月額）を次のとおり負担いただきます。

$\boxed{\text{世帯割額 } 2,100 \text{ 円}} + \boxed{525 \text{ 円}} \times \boxed{\text{世帯員数}} = \boxed{\text{浄化槽使用料}}$ （但し、4,725 円が上限です）

各住居の建築計画や資金計画に影響があると思われるので、早めにご相談ください。

【担当窓口：水道衛生課上下水道係 ☎0964-47-1114】

## 5. 建築条件について

本町は令和 2 年 11 月 1 日現在、都市計画の区域外ですので、特段の規制はありませんが、より良い住環境をお互いに共有できるように、当住宅団地においては下記の条件でお願いします。

- ①建ぺい率は、70%以内とします。
- ②建物の建築高は、最高 10m以内とします。
- ③建物の建築は、建物の外壁またはこれと同視できる出窓等を境界より 1.0m以上離してください。
- ④境界塀の高さは、1.2m以内とします。（出来るだけ、垣根等の植栽でお願いします。）
- ⑤積極的に美里町内の建築関係業者をご利用ください。

## 6. 電柱について

住宅用地内に九州電力から電力供給を受けるため、区画によっては区画の端に電柱が設置されています。電柱を囲うように敷地の境界を設定していますのでご注意ください。

## 7. ごみの出し方について

美里町はごみの分別収集を行っており、ごみの種類によって収集場所や、収集日が異なります。当地区は、可燃ごみは毎週火・金曜日の早朝、プラスチック容器包装は第 2、第 4 水曜日の早朝にゴミ置き場に出してください。ゴミ置き場は団地内に 2 カ所あり、団地入口に 1 カ所、団地東側に 1 カ所設置設定してあります。

その他のごみ（雑誌などの紙類、缶、ビンなど、リサイクルの可能なもの）についてはコンテナ収集を、共有地にて月に1回行います。その際に指定された場所に出してください。（詳しくはゴミだしカレンダーで確認ください）

## 8. 地域の概要及び行事等について

くすのき平団地で一つの行政区（くすのき平区）を形成しています。地域の住民の一人として、地域の自治活動や、ボランティア及び福祉活動に積極的に参加してください。

概要は次のとおりです。

### (1) 区の行事

#### ・会議

初会（1月）役員の改選、年間行事計画等について話し合います。

定例会（6月）必要事項について話し合います。

#### ・区役 敷地内の草刈り、水路清掃等が行われます。

春 4月頃（約2時間程度）

秋 9月頃（約2時間程度）

#### ・体育関係行事

体協支部は「西部支部」（坂貫区、今区、東岩野区、くすのき平区、境区、大窪区、大窪町営住宅）に属します。体育協会単位で出場するものには、10月の体育の日に行われる「町民体育祭」や、12月の「駅伝大会」などがあります。

また、西部支部独自の体育行事としては、4月と9月に球技大会があります。出場の依頼がありました時にはぜひご協力ください。